

令和8年度オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和8年度オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務

2 業務の目的

本協議会では、「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加及び滞在日数の延長等により、札幌の冬期における観光消費拡大を図ることを目的とした取組を進めている。

その中でオーストラリア（豪州）市場については、スキーへの関心度が非常に高く、一人当たりの旅行支出もトップクラスに高い市場であるほか、令和7年（2025年）12月からはカンタス航空によるシドニー～新千歳間の直行便が就航し、豪州からのアクセスが飛躍的に向上するという大きな機会を迎えているところ。

本業務では、毎年5月に開催されるSNOW TRAVEL EXPO（以下「STE」という。）出展等のB to C施策に加え、現地旅行事業者への継続的なアプローチを行うレップ事業によりB to Bを強化し、専門的な知見を持つ事業者が自治体の代理として質の高いセールスを展開しながら、魅力的な旅行商品の造成を促進することで、豪州からの冬季旅行者を増加させることを目的とする。

3 調達契約の詳細

(1) 調達の前提

本業務は、令和8年3月下旬に予定しているスノーリゾートシティSAPPORO推進協議会総会における令和8年度事業計画案の可決及び札幌市議会における令和8年度予算案が可決された場合に、契約・実施をする。

(2) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

(3) 履行期間

契約締結日 から 令和9年（2027年）3月12日（金）

(4) 業務内容

詳細は、別紙「オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務仕様書」のとおりとする。

なお、最終的な業務内容については、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定するため、企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。

4 予算規模（契約限度額）

30,278,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この金額は提案の募集上限額であり、契約予定額ではない。

5 参加資格要件

以下の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、そのほかの使用人として使用するものではないこと。
- (2) 令和4～7年度及び令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「広告業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局長理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員が同時に参加していないこと。
- (6) 豪州国内に拠点（自社オフィス又は業務提携先）を有し、現地の旅行事業者等に対して通年で円滑にセールス活動が行える体制を有すること。

6 参加手続に関する事項

(1) 日程

ア 公募開始

令和8年2月27日（金）

イ 質問受付期限

令和8年3月10日（火）12時必着

ウ 参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限

令和8年3月23日（月）12時必着

エ 実施委員会による審査の実施

令和8年3月下旬 ※3月27日（金）予定

オ 提案事業者への選定結果の通知

令和8年3月下旬

カ 契約締結

令和8年4月初旬

(2) 提出書類

以下の書類を、令和8年3月23日（月）12時までに、スノーリゾートシティ SAPPORO推進協議会事務局（札幌市観光・MICE推進部観光・MICE推進課内）へ持参又は郵送（書留郵便など、配達状況を確認できるもの）で提出すること。

なお、FAXでの受付は不可とする。

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 企画提案書及び見積書（様式自由、A4、両面使用）

ウ 正本（提案者の事業者名を記載） 1部

エ 副本（提案者の事業者名が記載されていないもの） 8部

オ ア～エのPDFデータ（原則メールによる提出） 各1部

(3) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

札幌市公式ホームページ上に掲載

(4) 質疑応答

- ・ 質問がある場合は、所定の質問書（様式2）に簡潔な要旨を記入し、令和8年3月10日（火）12時必着で、電子メール（「kanko@city.sapporo.jp」宛）にて送信すること。
- ・ 質問を受けた場合は、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、令和8年3月13日（金）までに内容を札幌市ホームページで公表する。
- ・ メールのタイトルは「（事業者名）【令和8年度オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務】質問書」とすること。

7 選定方法

参加資格を満たす提案者について、令和8年度オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において別途定める「評価項目及び評価基準表」に基づき、総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「5 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 審査の実施方法

原則、実施委員会におけるヒアリング（提案者側の出席者は最大3名、所要時間は1企画提案あたり15分のプレゼンと10分の質疑応答の計25分、PCとHDMI接続によるモニターの使用可）による審査を行い、契約候補者を選定する。

なお、募集件数が過多となった場合は、書面審査によりヒアリング対象事業者を選定する場合がある。

(3) 選定のルール

ア 合計評価点の最低基準点を60点（満点の6割）と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

イ 提案者が1事業者の場合は、実施委員会において審査し、最低評価基準点（60点）を超える場合に契約候補者とする。

ウ 最も点数が高い同点の提案者が2事業者以上あった場合、実施委員会の審議により契約候補者を選定する。

エ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

8 参加資格の喪失

- (1) 企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。
 - ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
 - イ 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - ウ 不正な利益をを図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき
- (2) 本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

9 企画提案を求める事項、評価項目及び評価基準

(1) 企画提案を求める事項

ア 業務全体の実施戦略

- ・ 札幌の「都市型スノーリゾート」のコンセプトを的確に理解し、本事業の趣旨と豪州市場の最新動向を踏まえた説得力のある業務全体の実施戦略を示すこと。

イ 豪州市場におけるレップ事業（B to B）の提案

- ・ 現地における常駐レップの活動体制、担当者の豪州スノー市場に関する専門知識、過去の同種業務の実績を示すこと。
- ・ アプローチする現地旅行事業者のリストとその選定理由を示すとともに、具体的なアプローチ手法を示すこと。
- ・ 定期報告の具体的なイメージを示すこと。
- ・ その他施策の具体的な内容を示すこと。

ウ STE2026への出展補助（B to C）の提案

- ・ STE2026におけるブースレイアウト、背面パネルのデザイン案、人員等の運営体制、プロモーション内容及びその他の施策について、具体的な企画案を示すこと。

エ 旅行商品造成・販売促進の実施

- ・ 造成する旅行商品の協業先と具体的な協業内容を示すこと。
- ・ 商品の具体的な内容（ターゲット、行程、訪問地など）を示すこと。
- ・ 造成した商品及び「スキーバス実証実験事業」で造成予定の旅行商品の具体的な販売促進手法・計画を示すこと。

オ プロモーションツールの制作

- ・ 制作するプロモーションツールの内容（種類、数量等）、用途及び役割等を示すこと。

カ その他プロモーション施策等の実施の提案

- ・ 具体的な施策案のほか、上記イ～エの取組との関連を示し、いかに効果的に目的の達成に資する取組であるかを示すこと。

キ 取組の効果の提示、指標の設定

上記イ～カ of 取組がもたらす短期的・長期的な効果を具体的に示すほか、本業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの具体的な数値とその測定方法・時期を示すこと。

ク 業務全体の運営体制

業務を円滑に進めるための実施体制（総括責任者、従事予定者、体制図、従事者の知見・専門性、過去の実績など）とスケジュールを明示すること。

ケ 費用の妥当性

業務に必要な経費の総額と内訳がわかる見積書を提示すること。

(2) 評価項目・評価基準

別添のとおり。

10 契約時における留意点及び評価についての申立て

(1) 契約時における留意点

ア 契約候補者が「5 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

イ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 評価についての申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるとき、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算で3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 その他

(1) 留意事項

- ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者、虚偽の申込書類を提出した者、審査の公平性を害する行為を行った者、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者については、失格とする。
- イ 申込書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 申込書類については、提出後の返却、差し替え及び変更は認めない。
- エ 同一事業者から複数件企画提案書等を提出することは認めない。
- オ 審査の公正を期すため、副本の企画提案書及び見積書には、会社名、住所、ロゴマークなど、事業者を特定できる表示を付さないこと。
- カ 選定にあたり必要と認めるときは、委託者から追加で書類の提出を求めることがある。

(2) 提出された提案書類の著作権

- ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- イ 委託者が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を委託者が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。
この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ 企画提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

12 問い合わせ先

(1) 担当

スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会 事務局
(札幌市経済観光局観光・MICE推進課内) 内潟・長町

(2) 住所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階

(3) 連絡先

電話：011-211-2376、E-mail：kanko@city.sapporo.jp

評価項目及び評価基準表

評価基準点は 5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	配点
実施戦略	札幌の「都市型スノーリゾート」のコンセプトを的確に理解し、本事業の趣旨と豪州市場の動向を踏まえた説得力のある戦略が提示されているか。	2	10
レップ事業	人員体制等、常駐レップのクオリティが担保されており、ターゲット選定やアプローチ手法が具体的かつ効果的であるか。	4	20
	的確な状況把握、迅速な報告体制が構築されているか。	1	5
STE2026への出展	ブースレイアウトや運営企画が、札幌の魅力を効果的に発信し、誘客・商品販売に直結する内容か。	2	10
商品造成・販売促進	造成する旅行商品の内容が札幌のスノーリゾートの魅力をも十分に体験できるものであるか。	2	10
	現地旅行事業者との協業、スキーバス実証実験との連動を含め、ターゲット層へ確実に情報を届け、購入意欲を高める販促手法・計画となっているか。	3	15
プロモツール	現地市場の嗜好に適合し、ターゲットの関心を引く実効性の高い制作物となっているか。	1	5
その他施策	上記以外の施策で、本業務の目的達成を加速させる独創的かつ効果的な提案が含まれているか。	2	10
指標設定	設定された事業指標（KPI）が具体的・定量的であり、事業効果を客観的に測定・検証できる内容か。	1	5
運営体制・実績	業務遂行に必要な組織体制・人員配置がなされ、同種業務の実績等から円滑な運営が期待できるか。	1	5
見積の妥当性	各業務工程に対する積算根拠が明確であり、予算の範囲内で費用対効果の高い提案となっているか。	1	5
合計			100